

越監告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、教育委員会の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 3 年 8 月 2 日

越前市監査委員 塚崎 正 巳

同 田 中 希世子

同 川 崎 悟 司

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 定期監査

3 執行期間

生涯学習課（生涯学習センター含む） 令和 3 年 5 月 18 日～5 月 20 日

スポーツ課 5 月 21 日～5 月 25 日

図書館 6 月 1 日～6 月 3 日

文化課（市史編さん室含む） 6 月 4 日～6 月 8 日

教育振興課（学校教育指導室含む） 6 月 23 日～6 月 25 日

4 監査の対象 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月末日までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際に見受けられた留意すべき軽微な事務処理の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。

< 指摘 >

【教育振興課】

会計処理について（学校現場監査）

令和元年度に口頭指導した「給食会計の複数通帳管理」及び「学校の管理運営に係る経費のPTA会計からの支出」について、不適切な事務処理の学校が見受けられた。

改めて、適切な事務処理をするよう確実に指導されたい。